

教育に関する施策の大綱

～ 豊かな人間性とよりよく生きる力を身につけた、
郷土を愛し、人権感覚・国際感覚のある人 “津島っ子” ～

令和8年3月
津 島 市

はじめに

津島市は、これまで、第4次津島市総合計画の「～人を育み 想いをつなぐ～ ともにつくろう 住んでみたくなるまち 津島」という理念の下、思いやりの心を育て地域の自然や歴史文化を大切にし、時代に対応した特色ある教育を推進してまいりました。

平成26年の地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月からの新しい教育委員会制度の発足にあたり、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議、調整を行い、本市の教育の振興に関する施策の「大綱」を策定いたしました。

前回の策定から5年が経過し、事業の進展とともに、今後の時代の変化「人生100年時代」と「Society5.0」の到来に対応した教育施策を展開していくために、事業の充実に努めてまいります。

第5次津島市総合計画では「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島」という理念の下、まちの未来を担う人材となるこどもの教育を充実させ、家庭・地域・学校が連携して地域全体でこどもの成長を支えること、青少年が安心して活動できる場・機会を充実させ、活動しながら心身ともに健やかに成長していくこと、歴史・文化資源を守り、育て、継承し、誇るべき地域資源を生かした魅力の発信により、地域の活性化につなげるなど、特色のある教育を推進してまいります。

本市教育の基本理念

本市では、育てたい人間像を「**豊かな人間性とよりよく生きる力を身につけた、郷土を愛し、人権感覚・国際感覚のある人“津島っ子”**」とし、市のまちづくりの理念に基づき、行政では、こどもがより安全・安心に学ぶことができるよう教育環境を整備するとともに、市民が生涯にわたり学習やスポーツ、文化活動に取り組める機会や場を充実させます。

学校では、こどもたちが自ら学び自ら考える力を育むことを基本として、知・徳・体（確かな学力、健康・体力、豊かな人間性）のバランスのとれた力＝「生きる力」を育む特色ある教育を推進していく必要があります。

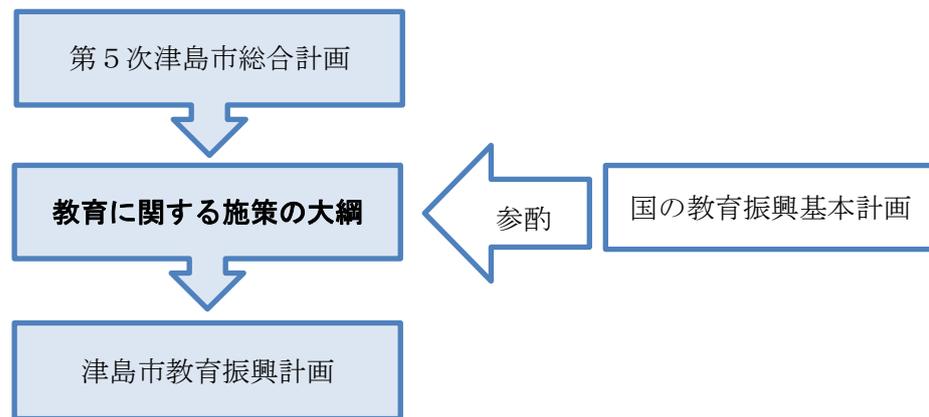
そこで、校長のリーダーシップのもと、誇りや使命感に満ちた魅力と教育力のある教師を育成し信頼される学校づくりを進めます。

一方、家庭では、基本的な生活習慣を定着させるとともに、地域・学校と協働し、地域の絆づくりや豊かな心の育成等双方向の連携・協働を進め、こどもたちの心に響く取組を推進します。また、学校運営協議会（CS）を中心とした緊密な連携によるこどもたちの支援とそれを支える人づくりを進めてまいります。

大綱策定の趣旨

この大綱は、国の第4期教育振興基本計画、第5次津島市総合計画に規定する基本的な方針を参酌した、本市の教育が目指す基本的な方向性を示したもの（方針）であります。

そして、実現のための施策体系や重点事業を明らかにした本市の教育の指針となるものであります。



大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、令和8年度からスタートする第5次津島市総合計画後期基本計画との整合性を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
第5次津島市総合計画					◆中間見直し					
					教育に関する施策の大綱					
					津島市教育振興計画					

津島市教育大綱

目指す教育の方向性

教育の理念を実現するために、3つの方針から次のとおり目指すべき方向性を定めます。

方針Ⅰ. 次代を担うこどもの育成

次代を担う子どもたちがよりよく生き抜くための「生きる力」を養うために、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、地域・家庭と連携・協働した特色のある教育活動により「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進します。

【目標1 学校教育】これからの社会をよりよく生き抜くために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体の育成

- 社会環境や社会情勢の変化の中でも、自らが考えて創造し、自己の可能性を伸ばす力を育み、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が相互に連携・協働して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てていきます。
- 健やかな体を作るため基礎体力増強（S K I P）に努め、学校給食を通じて食育を推進し、食の知識の向上と、恵みへの感謝の心を育成します。
- 人権を尊重し、差別や偏見がなくお互いを認め合い、幸せに暮らしていけるよう、人権教育を推進します。
- 多様性を尊重し、SDG s の考え方に基づいた活動を推進します。
- 社会性や規範意識、思いやりなど、こどもの豊かな人間性を育み、社会全体で子どもを守り、育てていくため、学校と家庭・地域が連携するとともに、相談体制の充実を進め、市の教育支援センター等の活動を通して、不登校といじめ対策を推進します。

【目標2 環境整備】児童生徒が安全で安心して学べる環境づくり

- 子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保するため、小中学校の学校施設の老朽化対策を長寿命化計画などに基づき、計画的に推進します。
- 「家庭防災の日」を捉えた防災教育を含めた災害対策、通学路の安全性の確保、不審者からの児童生徒の見守りを地域・団体の協力を得ながら推進します。
- 全ての児童生徒が平等に教育を受けるために、きめ細やかな就学（教育）相談を行うことにより、特別支援教育（教育支援）の充実を図り、就学援助を推進します。

●教職員の「働き方改革」（業務量管理・健康確保措置実施計画）を推進し、教職員がこどもと向き合う時間、授業の準備を十分に行う時間を確保し、学校教育の質の向上を図ります。

●ホームページ（市・学校）やメール配信を活用し、教育委員会の姿がよく見え、風通しの良い関係を目指します。

【目標3 能力育成】未来へ飛躍する人材の育成

●グローバル化が進む中で、国際交流を深めるため、領事館との交流事業「領事館プロジェクト」を推進し、異文化に触れる体験を通して国際感覚を育成します。外国人児童生徒の日本語初期指導の充実を図ります。

●デジタル化が進む社会の中で、タブレット端末などICT機器を活用した教育環境を整え、将来、社会で活躍できる基礎知識や情報の取扱いを習得し、創造力、問題解決力、情報活用能力を発揮できる人材を育成します。

●「津島の達人ジュニア歴史検定・歴史選手権」をはじめ、郷土愛を育てる取組を継続します。

【目標4 地域連携】学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携・協働した教育力の向上

●家庭や地域、学校がそれぞれの役割と責任を果たしながら相互に連携・協働を図るコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）を核として、「地域社会総がかり」で地域に根差した教育・学校づくりを推進します。

●青少年の健全育成のためには、さまざまな機会を活用した啓発活動が重要です。他の事業や各種イベントと効果的に連携を図りながら、効率的・重点的な啓発事業を推進します。

●地域の幼児が気軽に遊びにくることができるように、地域に開かれた保育園・幼稚園・認定こども園づくりの取組を推進します。

方針Ⅱ.生涯にわたる学習・スポーツ活動の支援

市民が生涯を通じて生きがいを持って暮らすことができるように、市民の主体的な企画や運営による生涯学習・スポーツ活動が自発的に発展する体制づくりを支援します。

【目標5 生涯学習】市民の自主的な生涯学習活動の取組の支援

●現代的課題や地域課題、市民の学習要望の把握に努め、学びのライフステージを考えて生涯学

習の機会や内容を充実させ、市民の自主的な生涯学習活動の取組を支援します。

●生涯学習情報を収集し、広報紙やホームページ・SNSなどを通じて、情報提供を行います。

【目標6 スポーツ振興】生涯スポーツの推進

●スポーツ推進委員、スポーツ協会と連携し、気軽に様々なスポーツに親しむ機会を提供し、市民が主役となる生涯スポーツの推進を図ります。

●子どもたちが日常生活におけるスポーツ活動を通して、楽しみながら身体を動かす機会の充実を図ります。

●スポーツ施設の改修や整備、学校体育施設の開放等により、安全で快適なスポーツ環境を整えるとともに、効率的な施設運営、サービス向上に努めます。

方針Ⅲ. 歴史・文化の保護・継承・活用

地域に根ざした伝統文化や文化財の保護・継承・活用を図りながら、郷土の歴史・文化に対する市民の関心を高め、市民が愛着と誇りを感じるまちづくりを推進します。

【目標7 歴史・文化】郷土の歴史・文化資源の保護・継承・活用を通じて郷土愛を育む

●長い歴史の中で培われた郷土の文化財等の把握に努め、その保存・活用の方針を決定し、総合的・一体的な保存と活用を進めます。

●文化財の保存・継承のための支援を行います。

●郷土の歴史・文化資源を活用して地域の魅力を磨き上げ、情報発信し、市民の郷土への愛着・誇りを育み、地域の活性化につなげます。

これからの教育は学校・家庭・地域がそれぞれの役割を持ちながら、行政が援助し相互に連携・協働して目標を達成していきます。

持続可能で、誰一人取り残さない取組を目指します。

